

発電用風力設備の技術基準の解釈についての一部改正新旧条文対照表

(傍線部分は改正部分)

○発電用風力設備の技術基準の解釈について

新	旧
第1条 (略) 【取扱者以外に対する侵入防止措置】 (省令第3条) 第2条 発電用風力設備を設置する場所には、当該場所^に取扱者以外の者が立ち入らないように次の各号のいずれかにより措置を講じること。 ただし、土地の状況により人が立ち入るおそれがない箇所については、この限りではない。 一 発電用風力設備^{周辺}にさく、へいを設け、かつ、その出入口に立入りを禁止する旨を表示するとともに、施錠装置その他適当な装置を施設すること。 二 風車を支持する工作物の出入口に立入りを禁止する旨を表示するとともに、施錠装置その他適当な装置を施設すること。 <u>2 発電用風力設備が一般用電気工作物である場合には、発電用風力設備を設置する場所には、取扱者以外の者が容易に風車に接近しないように次の各号のいずれかにより措置を講じることとし、前項の規定は適用しない。</u> <u>一 風車を取扱者以外の者が容易に接近するおそれのない位置に設置すること。</u> <u>二 風車に接触防止のためのカバー等を設置すること。</u> <u>三 発電用風力設備周辺にさく又はへいを設けること。</u> 【風車の構造】 (省令第4条) 第3条 (略) 第4条 省令第4条第2号に規定する「風圧」とは、風車の受風面の垂直投影面積が最大の状態において、風車が受ける最大風圧を含むものをいう。 <u>2 発電用風力設備が一般用電気工作物である場合には、省令第4条第2号に規定する「風圧」とは、風車の制御の方法に応じて風車の受風面の垂直投影面積が最大となる状態において、風車が受ける最大風圧を含むものをいい、前項の規定は適用しない。</u> 【風車の安全な状態の確保】 (省令第5条) 第5条 省令第5条第1項第1号に規定する「<u>回転速度</u>が著しく上昇した場合」とは、非常調速	第1条 (略) 【取扱者以外に対する侵入防止措置】 (省令第3条) 第2条 風力設備を設置する場所には、当該場所^に取扱者以外の者が立ち入らないように次の各号のいずれかにより措置を講じること。ただし、土地の状況により人が立ち入るおそれがない箇所については、この限りではない。 一 風力設備^{周辺}にさく、へいを設け、かつ、その出入口に立入りを禁止する旨を表示するとともに、施錠装置その他適当な装置を施設すること。 二 風車を支持する工作物の出入口に立入りを禁止する旨を表示するとともに、施錠装置その他適当な装置を施設すること。 【風車の構造】 (省令第4条) 第3条 (略) 第4条 省令第4条第2号に規定する「風圧」とは、風車の受風面の垂直投影面積が最大の状態において、風車が受ける最大風圧を含むものをいう。 【風車の自動停止装置】 (省令第5条) 第5条 省令第5条第1号に規定する「<u>回転数</u>が著しく上昇した場合」とは、非常調速装置が作

装置が作動する回転速度に達した場合をいう。 2 省令第5条第1項第2号に規定する「風車の制御装置の機能が著しく低下した場合」とは、風車の制御用圧油装置の油圧、圧縮空気装置の空気圧又は電動式制御装置の電源電圧が著しく低下した場合をいう。 3 <u>省令第5条第2項に規定する「安全な状態」とは、風車の構造に応じて停止又は回転速度の減速その他の措置を行い、人体に危害を及ぼし又は物件に損傷を与えない状態をいい、「安全な状態を確保するような措置」とは、機械的及び電気的な保護機能の双方又は一方を用いて風車を安全な状態に維持することをいう。</u> 4 <u>省令第5条第2項において適用する同条第1項第2号に規定する「風車の制御装置の機能が著しく低下した場合」とは、風車の制御用圧油装置の油圧、圧縮空気装置の空気圧又は電動式制御装置の電源電圧が著しく低下した場合その他制御装置の機能が著しく低下した場合をいう。</u> — 第6条 （略） 【風車を支持する工作物の構造耐力】 （省令第7条） 第7条 <u>省令第7条第1項に規定する「自重、積載荷重、積雪及び風圧並びに地震その他の振動及び衝撃」とは、風車を支持する工作物に作用する自重、積載荷重、積雪及び風圧による荷重の他、風車の運転による振動並びに当該設置場所において通常想定される地震その他自然の要因により風車を支持する工作物に作用する振動及び衝撃をいう。</u> 第8条 （略） 【風車を支持する工作物の施設制限】 （省令第7条） 第9条 風車を支持する工作物は、支線を用いてその強度を分担させないこと。 2 <u>発電用風力設備が一般用電気工作物である場合には、前項の規定は適用しない。</u>	動する回転速度に達した場合をいう。 2 省令第5条第2号に規定する「風車の制御装置の機能が著しく低下した場合」とは、風車の制御用圧油装置の油圧、圧縮空気装置の空気圧又は電動式制御装置の電源電圧が著しく低下した場合をいう。 第6条 （略） 【風車を支持する工作物の構造耐力】 （省令第7条） 第7条 <u>省令第7条に規定する「自重、積載荷重、積雪及び風圧並びに地震その他振動及び衝撃」とは、風車を支持する工作物に作用する自重、積載荷重、積雪及び風圧による荷重の他、風車の運転による振動並びに当該設置場所において通常想定される地震その他自然の要因により風車を支持する工作物に作用する振動及び衝撃をいう。</u> 第8条 （略） 【風車を支持する工作物の施設制限】 （省令第7条） 第9条 風車を支持する工作物は、支線を用いてその強度を分担させないこと。
---	---